

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」への意見

一般社団法人全国地方銀行協会

1. 基本認識

郵政民営化法は、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念としています。

こうした基本理念を踏まえ、私たちは、従前より、郵政民営化にあたっては、公正な競争条件の確保や、適正な経営規模への縮小等を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。

私たちは、ゆうちょ銀行が政府との間接的な資本関係を維持したまま、また経営規模を縮小しないままに、新規業務の実施によるさらなる業容拡大が認められるべきでないと考えています。足元では、与野党において、今通常国会への上程に向け郵政民営化法の改正法案が検討されている模様であり、仮に本改正法案が成立すれば、ゆうちょ銀行と政府との間接的な資本関係が当分の間維持されることになります。こうした中で、新規業務の届出制への移行により、ゆうちょ銀行の業務の自由度が高まることは到底許容できるものではありません。

まず、(1) 公正な競争条件の確保や、(2) 適正な経営規模への縮小の必要性について意見を述べさせていただきます。

(1) 公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株式を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えないと考えています。

今回の日本郵政によるゆうちょ銀行株式の売却後も、その保有割合は、新規業務の届出制に移行する要件を満たす50%をわずかに下回る49.9%程度の水準に留まることになると考えています。

2021年4月に郵政民営化委員会が公表した「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において、「日本郵政には、次期中計の期間において金融二社の株式を50%処分した段階で、全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取組が求められる」としているとおり、私たちは、早期にゆうちょ銀行の完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた具体的な計画が示され、その実行が担保される必要があると考えています。

郵政民営化法は、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行株式の「全部を処分することを目指し、できる限り早期に、処分する」ことを義務付けているのであって、「50%以下とすること」を求めているわけではありません。仮に、日本郵政のゆうちょ銀行株式の保有割合が49.9%程度の水準で維持され、政府の関与が残ったままに新規業務の届出制が運用されることになれば、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中で、新たな業務を次々と営んでいくこととなり、そうした状況は極めて不適切です。

足元では、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課す等を内容とする郵政民営化法の改正法案を今通常国会に上程すべく、与野党において検討が進められていると承知しています。仮に、本改正法案が成立した場合、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が当分の間残ることとなり、民間金融機関との公正な競争条件は確保されないことになります。このような中で、新規業務の届出制への移行によって、ゆうちょ銀行の業務の自由度が高まることは許容できません。

(2) 適正な経営規模への縮小

私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。こうした中、政府との間接的な資本関係を維持し、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、これまで、預入限度額が引き上げられたり、新規業務が認可されたりしてきたことは誠に遺憾です。

新規業務の届出制への移行によって、政府との間接的な資本関係を維持するゆうちょ銀行が、民間金融機関と同様の業務を行うこととなれば、民間金融機関の経営に対し悪影響を与え、地域における金融仲介機能やコンサルティング機能の低下等を通じて、地域金融システムや地域経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると考えています。

地域の人口減少が進む中で、デジタルバンク等の金融サービスを提供する事業者が登場しており、地域金融機関を巡る競争環境は厳しさを増しています。銀行ビジネスの源泉である預金の重要性はますます高まっていることに加え、融資等の金融サービスの提供を巡る競争も激しくなっています。

こうした中、政府との間接的な資本関係があり、依然として 200 兆円の預金規模を有するゆうちょ銀行が、民間金融機関の事業領域に自由に参入することは許されることではありません。

2. 「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する意見

上記 1. の基本認識を踏まえ、今回の「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」（以下、「方針案」）に対する私たちの意見を述べさせていただきます。

(1) 新規業務の厳正な検証・監督の実施

方針案（１．公正・自由な競争の促進と利用者利便の向上）には、「金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、適正な競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である」との記述があります。これは、「株式処分により、極力国の関与を減らし、また、市場における公正かつ自由な競争を促進し、利用者のニーズにこたえる多様で良質なサービスが提供されるようにすることが重要である」との郵政民営化委員会の認識に立ったものです。

2012年の郵政民営化法改正では、日本郵政のゆうちょ銀行株式の処分期限（2017年9月末）が削除され、さらに足元、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課す等を内容とする郵政民営化法の改正法案が与野党において検討されている模様であり、ゆうちょ銀行が政府との間接的な資本関係を維持する方向にあります。「極力国の関与を減らす」という株式処分には、当分の間、制約が課される方向にあり、ゆうちょ銀行の民間金融機関との「適正な競争」関係が確保される状況にはありません。郵政民営化法では、新規業務の届出制への移行後も、ゆうちょ銀行に対し、他の金融機関等との間の適切な競争関係を阻害することのないよう、特に配慮しなければならないとする義務を課しています。

したがって、郵政民営化委員会が調査審議する際の最も重要な視点は、政府との間接的な資本関係を維持するゆうちょ銀行が、民間金融機関との間の適正な競争関係を阻害することがないように配慮することです。郵政民営化委員会や関係当局は、ゆうちょ銀行の新規業務について、地域金融システムや地域経済への悪影響を考慮した厳正な検証・監督を行うべきです。

(2) 調査審議および外部からの意見聴取の実施

方針案（３．届出制における当委員会の役割）には、「ゆうちょ銀行が配慮義務に違反し、又は違反するおそれがあると疑うに足る事情が認められる場合」に、郵政民営化委員会が内閣総理大臣等に対して意見を述べると記述されています。しかし、「配慮義務に違反し、又は違反するおそれがあると疑うに足る事情が認められる場合」がどのような場合なのか、その判断基準が示されておらず、その運用は不透明・不明確です。

同様に、方針案（４．新規業務に関する調査審議の方針）には、「届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係（中略）を阻害することがないか確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行う」と記述されています。また、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する」と記述されています。しかし、上記の「確認する必要がある場合」、「適当であると判断した場合」がどのような場合なのか、その判断基準が示されておらず、その運用は不透明・不明確です。

以上のことから、ゆうちょ銀行が、民間金融機関との間の適正な競争関係を阻害することがないように配慮する義務を履行することを担保する観点から、同行から新規業務の届出があった場合には、郵政民営化委員会が必ず調査審議を行い、内閣総理大臣等に対して意見を述べることとすべきです。また、その調査審議にあたっては、民間金融機関等から必ず意見聴取を行うべきです。

私たちは、今後、郵政民営化委員会や関係当局が、ゆうちょ銀行の新規業務への参入が及ぼす民間金融機関への悪影響等を考慮した、慎重な検討を行うことを強く求めます。

以 上